質 問 書

令和 年 月 日

1 入札参加申込予定者

所 在 地	₹					
社 名						
代 表 者						
	所属部課	名				
担当者	氏	名			役職	
1 <u>4</u> 3 4	連絡	先	電話	F	ΑX	
			メールアドレス			

2 質疑事項

質問事項	質問内容

令和3年度 第2回公募 一般競争入札(普通財産の貸付10年) 入札参加申込書

令和 年 月 日

大阪府知事 様

令和3年度第2回公募一般競争入札(普通財産の貸付10年)に参加したいので、「令和3年度第2回公募一般競争入札(普通財産の貸付10年)実施要項」の各条項を承知の上、申し込みます。

1 物件番号 第1号

物件所在地 堺市西区鶴田町 669 番外 3 筆

申込者住所

氏 名 (法人名及び代表者)

(EJJ)

担当者

電話番号

- 2 添付書類(内容については、実施要項で確認願います。)
 - ① 印鑑証明書
 - ② 誓約書(2種類)
 - ③ 土地利用計画書(別紙様式1による)
 - ④ 返信用封筒(定形封筒。切手貼付のうえ、返信先記載のこと。)
 - ⑤ 証明書類(納税証明書類等2種類)

※ 入札参加証は、入札申込後審査の上、適正と認められる方に郵送します。

令和3年度 第2回公募 一般競争入札(普通財産の貸付10年) 入札参加証

 用地第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

大阪府知事 吉村 洋文

令和 年 月 日付け、入札参加申込書を受け付けました下記物件の一般競争入札につきましては、応募書類・利用計画の審査の結果、参加することを認めます。

1 物件番号 第1号

物件所在地 堺市西区鶴田町 669 番外 3 筆

(注 意) この参加証は、入札当日に 必ず持参してください。

誓約書

私は、大阪府が実施する令和3年度第2回公募一般競争入札(普通財産の貸付 10年)の一般競争入札の参加申込みにあたり次の事項を誓約します。

- 1 令和3年度第2回公募一般競争入札(普通財産の貸付10年)の一般競争入 札実施要項第3に定める資格を有しています。
- 2 入札参加に際し、令和3年度第2回公募一般競争入札(普通財産の貸付 10年)の一般競争入札実施要項、物件明細、その他関係法令をすべて承知の上で参加します。
- 3 現状有姿で賃貸借契約を締結し、現地におけるネットフェンス等の付帯施設 の撤去等現状変更については、大阪府と協議の上実施します。
- 4 事業実施に関する隣接土地所有者、地域住民及び関係機関との調整については、すべて落札者において行うことを承知の上で入札に参加します。
- 5 入札結果に関しては、大阪府のホームページにその内容(物件所在地、貸付面積、落札者の氏名、落札金額及び申込者の件数)が公表されることに同意します。
- 6 土地利用は、暴力団の利益になり、又はそのおそれのあるものではありません。

令和 年 月 日

大阪府知事 様

住 所所所存所表所表所表表表</li

氏 名 (法人名・代表者氏名)

実印

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該 当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたと きは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

年 月 日

申込者

住 (所在地) 氏 名 (法人名) (代表者名)

生年月日

入札参加申込者氏名(法人名)												
物件番号第号			所在地									
		使	用	的	及	び	•	概	要			
(使用目的)												

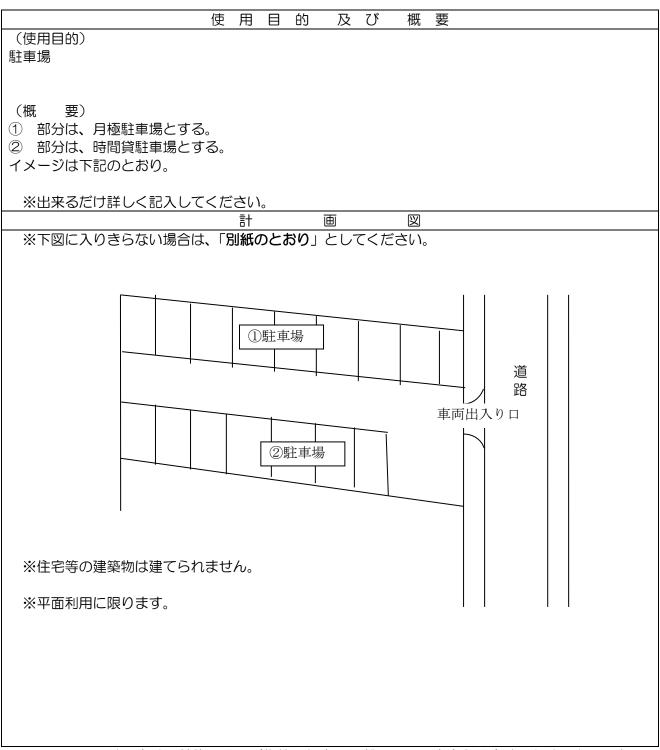
(概	要)				

計	画	図
 :		-

- ※1 この利用計画書は、募集要項及び物件明細書に記載している内容と照合するためのものであり、 対象物件の使用許可及びこれに付随する占用許可等が確実に認められるものではありません。
- ※2 この利用計画書の内容については、道路管理者、河川管理者、市町村又は警察署などにより変更を求められることがあり、変更をされない場合は使用許可がされないことがあります。

土地利用計画書

入札参加申込者	氏名(法人名)		00 00			
物件番号	第〇号	所在地	00市00町0丁目00-0			



- ※1 この利用計画書は、募集要項及び物件明細書に記載している内容と照合するためのものであり、 対象物件の使用許可及びこれに付随する占用許可等が確実に認められるものではありません。
- ※2 この利用計画書の内容については、道路管理者、河川管理者、市町村又は警察署などにより変更を求められることがあり、変更をされない場合は使用許可がされないことがあります。

※ 入札保証金納付書は、入札申込後、審査の上、適正と認められる方に郵送します。

入札保証金納付書

整理番号 NO

令和 年 月 日

大阪府知事 様

入 札 者 住所(所在地)

氏 名 (法 人 名) (代表者名)

代理人 住所(所在地)

氏 名

A

令和3年度第2回公募一般競争入札(普通財産の貸付10年)物件番号第1号の貸付の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

	保記	正金額	¥						
	14)	見 金	¥						
	1	有価証券	¥						
内	有価	証券名	種	別	記号番号 枚 数	額	面	備考 (発行年月日)	
訳	証券								
	明細	合計							
上記	上記の保証金を受け取りました。(入札終了後)氏名 印								

- (注) 1 入札しようとする物件ごとに提出してください。
 - 2 当日の受付までに、必ず必要事項を記入して記名、押印しておいてください。
 - 3 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

大阪	保証金領収確認欄(保証金受入係)	大阪府都市整備部用地課長	印
府 使	保証金保管確認欄(保証金保管係)	大阪府都市整備部用地課出納員	印
開欄	保証金還付確認欄(本書と引換えに還付:	保証金受入係) 大阪府都市整備部用地課長	印

【記入例】

※ 入札保証金納付書は、入札申込後、審査の上、適正と認められる方に郵送します。

入札保証金納付書

令和 年 月 日

大阪府府知事 様

入 札 者

住所(所在地) 大阪市中央区○○町 1-2-3

氏 名 〇〇〇株式会社

(法人名) 代表取締役 大阪 太郎 印

(代表者名)

代理人

住所(所在地) 大阪市北区〇〇町 1-2

氏 名 天満 花子 印

令和3年度第2回公募一般競争入札(普通財産の貸付10年)物件番号第1号の貸付の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

	рС										
	保	· 上証金額	¥ 0000	00							
		現 金	¥								
		有価証券	¥ 000	00							
内	有価	証券名	種別	記号番号 枚 数	額面	備考 (発行年月日)					
訳	証券	○○銀行○○支 店発行小切手	銀行支払保 証小切手	A000000 1枚	¥000,000	○年○月○日					
	明細	合計			¥000,000						
上記	記の保	R 証金を受け取	りました。()	入札終了後) 日	5名	印					

- (注) 1 入札しようとする物件ごとに提出してください。
 - 2 当日の受付までに、必ず必要事項を記入して記名、押印しておいてください。
 - 3 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

大阪	保証金領収確認欄(保証金受入係)	大阪府都市整備部用地課長	印
府使	保証金保管確認欄(保証金保管係)	大阪府都市整備部用地課出納員	印
欄	保証金還付確認欄(本書と引換えに還付	: 保証金受入係) 大阪府都市整備部用地課長	印

※ 入札書は、入札当日にお渡しします。

入 札 書

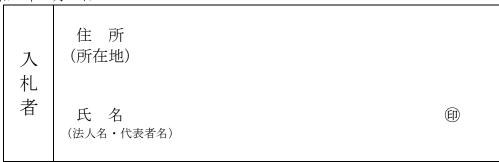
- ・金額はアラビア数字とすること
- ・ 訂正しないこと
- ・初めの数字の頭に¥をいれること

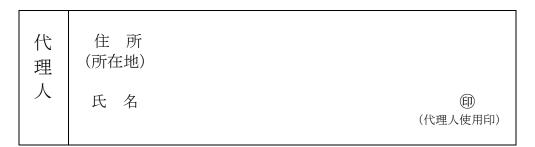
入札金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱
人们也还有风								О	0

ただし、物件番号第1号の貸付料の年額

令和3年度第2回公募 一般競争入札 (普通財産の貸付 10年) 実施要項等を承知の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日





大阪府知事 様

係員 認印

- (注1) 黒又は青のボールペンにより記入すること。
- (注2) 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、 代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

大阪府使用欄			
受付係確認欄	整理番号		
	NO.		

委 任 状

令和 年 月 日

私は、令和3年度第2回公募一般競争入札(普通財産の貸付10年)に参加するにあたり、 下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

- 1 委任する権限 一般競争入札に関する一切の権限
- 2 代理人

住 所

氏 名

代理人使用印

入札申込者

住 所

氏 名

(EJJ)

(印鑑登録印)

- (注) 1 委任状は、入札当日に必要です。
 - 2 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

普通財産賃貸借契約書(案)

賃貸人大阪府(以下「甲」という。)と賃借人〇〇(以下「乙」という。)は、次のとおり府有財産の賃貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、この契約書及び甲が定める「令和3年度第2回公募一般競争入札(普通財産の貸付10年)実施要項」(以下「実施要項」という。)に基づき、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 甲は、その所有する末尾記載の物件(以下「貸付物件」という。)を乙に賃貸する。

(使用目的)

第3条 乙は、貸付物件を実施要項及び物件明細に記載された貸付条件を遵守し、直接「○○」として使用しなければならない。

(賃貸借の期間)

第4条 貸付物件の賃貸借の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日 までとする。

(禁止用涂)

- 第5条 乙は、貸付物件を次の各号に掲げる用に供してはならない。
 - (1) 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。
 - (2) 政治的又は宗教的用途に使用すること。
 - (3) 悪臭・騒音・十壌汚染など近隣環境を捐うと予想される用途に使用すること。
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等規制対象業種に類する営業実態のもの(原則として営業時間を問わない。)を含む。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用すること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途又は同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、若しくはそのおそれがあると認められる用途に使用すること。
 - (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令及び要綱等に違反する用途に使用すること。
 - (7) その他、住宅の用に供する等大阪府が適さないと判断した用途に使用すること。
 - (8) 第三者をして同項第1号から第7号までのいずれかの用途に使用させること。

(賃貸料)

第6条 貸付物件の賃貸料は、令和〇年〇月〇日から令和△年△月△日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年度	期間	賃貸料年額
令和3年度	令和○年○月○日から令和4年3月31日	円
令和4年度	令和4年4月1日から令和5年3月31日	円
令和5年度	令和5年4月1日から令和6年3月31日	円
令和6年度	令和6年4月1日から令和7年3月31日	円
令和7年度	令和7年4月1日から令和8年3月31日	円
令和8年度	令和8年4月1日から令和9年3月31日	円
令和9年度	令和9年4月1日から令和10年3月31日	円
令和 10 年度	令和10年4月1日から令和11年3月31日	円
令和11年度	令和11年4月1日から令和12年3月31日	円
令和12年度	令和12年4月1日から令和13年3月31日	円
令和13年度	令和13年4月1日から令和△年△月△日	円

(賃貸料の支払)

- 第7条 乙は、前条に定める賃貸料を、甲の発行する納入通知書により、納入通知書所定の 支払い期限までに甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、前項の納入通知書に定める支払期限までに賃貸料を支払わなかったときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ遅延利息として当該金額につき年3パーセントの割合で計算した金額(500円未満を除く。)を、甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。ただし、大阪府財務規則に定める違約金利率に改定があったときは、改定後の利率による。
- 3 第2条に規定する貸付物件の面積と貸付物件の実測面積が異なることを理由とする賃 貸料の調整等は行わないものとする。

(契約保証金)

- 第8条 この契約の契約保証金は、金○○○円とする。
- 2 前項の契約保証金は、甲の発行する納入通知書によりこの契約締結までに納入しなければならない。
- 3 契約保証金は、契約が終了したときに、未払い貸付料等があるときはこれを控除して、 貸付物件の返還後、甲は、乙に対して利息を付さず返還するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足その他契約の内

容に適合しないものがあることを発見しても、賃貸料の減免、損害賠償等の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が消費者契約法 (平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りでない。

(維持保存の義務)

第10条 乙は、善良な管理者の注意をもって貸付物件を維持保存しなければならない。

(管理上の責任)

- 第 11 条 乙は、貸付物件及び物件内に存する備品等を現状有姿で貸し付けるものとし、路面等の補修及び除草、清掃等の維持管理等については、全て乙の責任及び負担において行うものとする。
- 2 乙は、周辺地域への影響等に最大限に配慮するとともに、法令等の基準を順守し、苦情等の対応に努めなければならない。

(使用上の制限)

- 第12条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。
 - (1) 貸付物件を転貸し、又は貸借権を譲渡しないこと。
 - (2) 貸付物件の形質を改変しないこと。
 - (3) 貸付物件を第3条の使用目的以外に使用しないこと。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(住所変更等の届出)

第14条 乙は、その住所又は氏名(法人にあっては、名称又は代表者の氏名)に変更があったときは、速やかに書面をもって甲に届け出なければならない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第15条 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき 公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はそ の他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付 物件を第三者に使用させてはならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、貸付物件について随時その状況を実地に調査し、乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、 又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

- 第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 乙が、次のいずれかに該当すると認められるとき。
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に事実的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (3) 甲又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体において公用または公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (4) 賃貸料を第7条第1項の納入通知書に定める支払期限までに支払わないとき。
- (5) その他乙の責めに帰すべき事由により、この契約を継続することが適当ではないと認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において甲に損害を与えたときは、 その損害を賠償しなければならない。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第18条 乙は、貸付物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、 その旨を速やかに甲に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであると きは、賃貸料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。 この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するも のとする。
- 3 貸付物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する 部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、この契約を解除 することができる。

(貸付物件の返還等)

- 第19条 乙は、次の各号の掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日までに貸付物件を現状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、乙が設置した物について、乙が甲へ無償譲渡を申し入れ、これを甲が認める場合はこの限りではない。
 - (1) この契約の契約期間が満了する場合 この契約の契約期間満了日
 - (2) 第17条第1項の規定によりこの契約を解除する場合 甲の指定する期日
- 2 甲は、乙が前項に定める期日までに貸付物件を甲に返還しないときは、乙に対し相当な 損害金を請求できるものとする。
- 3 甲は、第17条の規定により契約が解除される場合は、既納賃貸料のうち第1項の規定による貸付物件の返還があった日以降の過納分について、甲の計算により算定した額を乙に還付する。ただし、その額が1,000円未満の場合には、この限りではない。
- 4 前項の還付金については、利息を付さないものとする。

(損害賠償)

第 20 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する収入印紙税等必要な費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、 これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府

大阪府堺市西区鳳東町四丁 390-1 泉北府民センタービル内 大阪府鳳土木事務所 所長 ○○ ○○ 印

乙 (住所) (氏名) 印

物件の表示

所 在	地番	地目	貸付面積(m²)
堺市西区鶴田町	669番 42番4の一部 53番2の一部 670番の一部	雑種地	880. 59